

福井県

策定	平成26年4月
変更	平成27年4月
変更	平成28年4月
変更	平成29年4月
変更	平成30年4月
変更	平成31年4月
変更	令和2年4月
変更	令和3年4月
変更	令和5年4月

## 多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

### 1. 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

本県の農業・農村は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しているが、近年の農村地域の過疎化や高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、これまで地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能が低下しつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地や水路等の農業生産基盤の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されているところである。

本県では、農業・農村の現状とこれらを取り巻く情勢の変化に対応し、平成26年3月に「ふくいの農業基本計画」を策定し、平成30年度までの5年間で、本県の農業を利益の上がる産業へステップアップさせるために、競争力の強化、経営の大規模化を進め、農産物の産出額拡大などの成果を上げてきた。今後は、これまでの取組みに加えて、すべての農家が活躍できる農業新時代の実現を基本理念とした「新ふくいの農業基本計画」を平成31年3月に策定し、「生産・販売の拡大」「農村の魅力創出・交流促進」「若い人材の確保・育成」「ふくいの食育・地産地消」の観点から10のプロジェクトを掲げ、新たな施策を展開していくこととしている。10のプロジェクトのうち、「農村コミュニティの活性化と農村文化の昂揚」においては、集落単位の活動組織を広域化し、活動組織の構成員として土地改良区が参画することにより、基幹施設から末端施設までの一貫した保全活動を展開していくこととしている。

このため、本県では、多面的機能支払交付金により農業生産基盤の適切な保全管理に資する共同活動に取り組む地域に対し支援を行い、農業・農村の有する多面的機能を適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積の推進を後押しするなど、地域農業の活性化を図り、「新ふくいの農業基本計画」の実現を目指す。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

#### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針に準じる。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

a. 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。  
ただし、別紙1における下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。

c. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

###### イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

別紙1の第1の2で掲げる活動項目を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期

間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動区分	農用地
活動項目	畦畔・法面・防風林の草刈り
活動内容	・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払いや立ち枯れ木の伐採等、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや立ち枯れ木の伐採、草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
活動要件	—

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	100 除排雪
活動内容	施設の適正な維持管理のため、施設の除排雪を行うこと。
活動要件	二

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動区分	農道
活動項目	101 除排雪
活動内容	施設の適正な維持管理のため、施設の管理道の除排雪を行うこと。
活動要件	二

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

本県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

本県の農地維持支払交付金の基本単価については、次の表1とする。

② 農地維持支払交付金の基本単価 (表1)

適用	地目	農地維持支払交付金の10 アール当たりの基本単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

- ①農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。
- ②多面的機能の発揮の観点から、地域共同による農用地・水路・農道等の農業生産基盤の基礎的な保安全管理活動や地域資源の適切な保安全管理のための推進活動と一体的に行う必要があると認められる農用地とする。

(4) その他必要な事項

なし。

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の活動指針を基礎として、本県の地域の活動実態に応じた活動指針とする。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

- a. 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。
- c. 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動については、別紙 2 の第 1 の 2 の活動区分の中から取り組むテーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を毎年度 1 以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については、別紙 2 の第 1 の 3 の活動の中から任意で活動項目を定めた上で、毎年度実施する。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	水路の軽微な補修
活動内容	分水工・堰、水路の柵、手摺・階段、用水取水口の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動項目の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	<u>102 配水操作の適正管理による水資源等の保全</u>
活動内容	<u>下流域の水質保全や水資源の保全のため、地域の配水計画に基づき、きめ細やかな配水の操作管理を行うこと。</u>
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし。

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

本県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

①基本的考え方

本県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価については、表3とする。地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金により共同活動又は資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地）については、基本単価の7.5割とする。

また、多面的機能の増進を図る活動（以下、増進活動という）に取り組まない場合は、表3の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

【多面的機能の更なる増進に向けた活動への加算措置】

増進活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に活動項目数を1以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び増進活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に増進活動に2活動項目以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下、増進に向けた支援という）は表4とする。

【農村協働力の深化に向けた活動への加算措置】

増進に向けた支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は表5とする。

- ア. 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- イ. 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

【水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への加算措置】

事業計画に定める活動期間中に、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は表6とする。

- ア. 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- イ. 広域活動組織にあつては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価（表3）

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（共同活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地）	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円

継続地区の交付単価(共同活動又は資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地)	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

③資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価(表4)

適用	地目	多面的機能の更なる増進に向けた活動に取り組む場合の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
基本単価(共同活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地)	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続地区の交付単価(共同活動又は資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地)	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

④資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価(表5)

適用	地目	農村協働力の深化に向けた活動に取り組む場合の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
基本単価(共同活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地)	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続地区の交付単価(共同活動又は資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地)	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

⑤資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価(表6)

適用	地目	水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動に取り組む場合の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
基本単価(共同活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地)	田	400円	200円
継続地区の交付単価(共同活動又は資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地)	田	300円	150円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

- ①農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。

- ②多面的機能の発揮の観点から、地域共同による農用地・水路・農道等の農業生産基盤の基礎的な保全管理活動や地域資源の適切な保全管理のための推進活動と一体的に行う必要があると認められる農用地とする。

(4) その他必要な事項  
なし。

#### 4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、本県の地域の活動実態に応じた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 対象施設、対象活動

慣行として集落が管理している農用地周りの水路、農道、ため池等を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、福井県では、耐用年数を超過する施設が多く存在する現状を勘案し、老朽化が進行したパイプラインの空気弁・仕切弁及び農地に係る施設である給水栓・畑灌施設、暗渠排水、湧水処理、田区排水、用水取水口の各施設の補修・更新を対象活動として追加する。ただし、給水栓・畑灌施設、暗渠排水、湧水処理、田区排水、用水取水口の各施設の更新については、耐用年数を超過した施設に限る。

さらに、畦畔が田面部の排水を阻害しているなど、農地の生産機能の維持が困難な場合、その解消を図るための畦畔除去等を対象活動として追加する。水路法面に一定規模での補修・更新等の対策が必要な場合、排水機能の回復を図るため、施設の機能診断を行った上での水路法面の補修・更新を対象活動として追加する。

なお、これら追加した活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲内で対象活動とすることができるものとする。

イ. 工事1件あたりの上限額

施設の長寿命化のための活動について、工事1件あたりの上限額は原則200万円未満とするが、ウで定める要件全てを満たす場合は、上限額を500万円未満に引き上げることを可能とする。

ただし、ここでいう工事1件あたりとは、単一の路線や箇所で行う長寿命化のための対策工事のことをいう。

なお、上限額未満の路線や箇所を複数でまとめて発注する場合の発注金額については、上限は設けないこととする。

ウ. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の要件

- a. 長寿命化整備計画書を策定し、市町の認定を受けること。
- b. 工事の実施に際し、県または推進協議会からの技術的指導を受けること。
- c. 多面的機能支払交付金と他事業との対象施設について、施設管理者(土地改良区等)との協議を終えていること。
- d. 他事業での整備計画の予定がないこと。

エ. その他必要な事項  
なし。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	水路

活動項目	<u>103 空気弁、仕切弁の補修</u>
活動内容	<u>空気弁、仕切弁の破損個所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>
活動要件	<u>二</u>

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	<u>104 空気弁、仕切弁の更新</u>
活動内容	<u>空気弁、仕切弁の破損個所や老朽化した箇所の更新等の対策を行うこと。</u>
活動要件	<u>二</u>

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	<u>農用地</u>
活動区分	<u>農用地</u>
活動項目	<u>105 農地に係る施設の補修</u>
活動内容	<u>暗渠排水、湧水処理、田区排水、給水栓、畑灌施設、用水取水口の破損個所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>
活動要件	<u>二</u>

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	<u>農用地</u>
活動区分	<u>農用地</u>
活動項目	<u>106 農地に係る施設の更新等</u>
活動内容	<u>暗渠排水、湧水処理、田区排水、給水栓、畑灌施設、用水取水口の破損個所や老朽化した箇所の更新等の対策を行うこと。ただし、耐用年数を超過した施設に限る。</u> <u>畦畔が田面部の排水を阻害しているなど、農地の生産機能の維持が困難な場合、その解消を図るため畦畔の除去等の対策を行うこと。</u>
活動要件	<u>二</u>

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	<u>107 排水路法面の補修</u>
活動内容	<u>施設の機能診断を行った上で、排水機能の保持を図るため、排水路法面の補修を行うこと。なお、一定規模での補修等の対策が必要な場合に限る。</u>
活動要件	<u>二</u>

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路

活動区分	水路
活動項目	108 排水路法面の更新
活動内容	施設の機能診断を行った上で、排水機能の回復を図るため、排水路法面の更新を行うこと。なお、一定規模での更新等の対策が必要な場合に限る。
活動要件	二

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

本県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、地域共同による農用地・水路・農道等の農業生産基盤の基礎的な保管理活動や地域資源の適切な保管理のための推進活動と一体的に行う必要があると認められる農用地とする。

(3) その他必要な事項

なし。

5. 広域協定の規模

福井県では、協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ヘクタール以上（中山間地域等直接支払交付金の対象地域は50ヘクタール以上又は協定に参加する集落が3集落以上）の規模を有していれば広域活動組織を設立することができるものとする。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要である。このため、県、市町、農業関係団体が共同する推進体制を整備し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

(2) 関係団体の役割分担

① 福井県

- ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく基本方針を策定する。
- ・ 多面的機能支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・ 福井県の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。
- ・ 多面的機能支払交付金について、市町長から提出された申請書等を審査するとともに、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・ 多面的機能支払推進交付金について、市町長又は福井県多面的機能発揮推進協議会長から提出された申請書等を審査するとともに、市町長又は福井県多面的機能発揮推進協議会長に対し、交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・ 対象組織を対象とした説明会を開催する等、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知を図る。
- ・ 対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ その他、推進事業の実施に必要な事項を行う。

② 市町

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織への事業計画の指導、審査及び認定又は広域活動組織の協定の指導、審査及び認定を行う。
- ・多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、対象組織の農地維持支払及び資源向上支払の実施状況を確認し、県に実施状況を報告する。
- ・対象組織を対象とした説明会を開催する等、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知を図る。
- ・対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・その他、推進事業の実施に必要な事項を行う。

③ 福井県多面的機能発揮推進協議会

- ・対象組織を対象とした説明会を開催する等、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知を図る。
- ・市町による対象組織への事業計画や広域協定に関する審査の補助を行う。
- ・市町による対象組織への農地維持支払及び資源向上支払の実施状況の確認の補助を行う。
- ・対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、事業計画等に位置づけられた活動の適切な実施を図る。
- ・多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引き等の作成、対象組織が行う事務の支援システムおよび市町が行う現地確認の支援システムの運用や取組状況等の調査・情報集約・管理を行う。
- ・対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・その他、推進事業の実施に必要な事項を行う。

(3) 市町等への多面的機能支払推進交付金の交付の方法

市町および福井県多面的機能発揮推進協議会への日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）については、国から福井県が交付を受けた額のうち、必要な経費を福井県補助金等交付規則に従い、福井県から市町及び福井県多面的機能発揮推進協議会に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし。

**【参考添付資料】**

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	福井県	関係市町	推進協議会	
多面的機能支払交付金	○	○		交付事務
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	推進協議会は市町からの求めに応じ補助を行う
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	推進協議会は市町からの求めに応じ補助を行う
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	推進協議会は市町からの求めに応じ補助を行う
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引き等の作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○			
(2) 通知・交付	○			
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

実施体制図



